で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十四号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県三戸郡五戸町大字手倉橋
字天狗沢　二番三　一号及び二号
六番一　三号
五番三　四号
六一番一　八号及び九号
一七番二　十号
一七番一　十一号及び十二号
二九番一　十三号
三五番二　十四号及び十五号
一二番二　十六号から十八号まで
一二番一　十九号
九番　二十号及び二十一号
七番一　二十二号
二番四　二十三号
二番七　二十四号及び二十五号

字古屋敷　五五番一　五号
六四番　六号及び七号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大山下沢

(二)　砂防法第二条の土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県西津軽郡深浦町大字追良瀬
字初瀬山草分　一四番　一号及び十八号
一五番　二号及び三号
七三番二一　四号から七号まで
一〇二番　十七号

字北追良瀬山国有林
三〇三三林班　ほ小班　八号及び十六号
三〇三三林班　い小班　九号から十五号まで

○国土交通省告示第四百六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年二月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
森立川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十二年建設省告示第四十五号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）

新潟県長岡市成願寺町
字曲戸　一二七四番一　一号から三号まで
一二七四番四　四号
一三四〇番二　五号
一三四一番一　六号
一三五〇番　七号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
水上川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県長岡市葎谷
字段ノ原　一〇六番二　一号
十五番一　四号
十七番一　五号から十一号まで
字釜ノ口　二六〇一番　二号
二六〇二番　三号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
下塩沢二

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県長岡市下塩
字丘ノ前　二五八三番一　一号
二五八二番　二号及び三号
二六四五番一　四号及び五号
二六五〇番一及び二六五〇番二　六号
二六四三番　七号
二六四四番二　八号から十一号まで

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
字丘ノ前　二五八三番二　十二号
間切川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県佐渡市相川南沢町
一一三番　一号
一一四番　二号
一〇八番　三号
五二番四　四号
四六番　五号

新潟県佐渡市相川羽田村
三六四番　六号
三二四番五　七号

新潟県佐渡市相川下寺町
一番一　八号及び九号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
早水一

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県三条市早水
字鶴田　九一一番　一号
九九六番　二号及び三号
九九九番　四号
八八六番　五号及び六号
八八〇番　七号
八七六番　八号
八七二番　九号
八七四番　十号及び十一号
八六〇番　十二号
八六二番　十三号

○海上保安庁告示第九号

航路標識の設置及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十八年二月十八日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域A灯浮標
位置　所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・九キロメートル）
北緯　三五―三七―三二
東経　一四〇―〇〇―五八
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光達距離　四・五海里
点灯年月日　平成二十八年一月五日
記事　東京都港湾局管理

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域B灯浮標
位置　所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・〇キロメートル）
北緯　三五―三七―三六
東経　一四〇―〇一―〇三
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光達距離　三・〇海里
点灯年月日　平成二十八年一月六日
記事　東京都港湾局管理

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域C灯浮標
位置　所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・一キロメートル）
北緯　三五―三七―四〇
東経　一四〇―〇一―〇八
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光達距離　三・〇海里
点灯年月日　平成二十八年一月六日
記事　東京都港湾局管理

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域D灯浮標
位置　所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・一キロメートル）
北緯　三五―三七―四四
東経　一四〇―〇一―一三
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光達距離　四・五海里
点灯年月日　平成二十八年一月五日
記事　東京都港湾局管理